

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成25年度	平成26年度	平成27年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除	0	0	0	0	-	0	0	-	
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械 等を取得した場合の法人税額の特別控除	45,496	44,569	19,343	4,942	-	14,401	19,343	-	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業 用機械等を取得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業 用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	0	0	0	-	0	0	-	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用 機械等を取得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用 機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	0	0	0	-	0	0	-	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機 械等を取得した場合の特別償却		0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機 械等を取得した場合の法人税額の特別控除		0	0	0	-	0	0	-	
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場 合の法人税額の特別控除	0	0	0	0	-	0	0	-	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の 特別償却		0	0	0	0	0	0	0	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の 法人税額の特別控除		-	-	-	-	-	-	-	①
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場 合の特別償却	0	0	367	30	136	89	255	112	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場 合の法人税額の特別控除	-	-	-	-	-	-	-	-	①

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成25年度	平成26年度	平成27年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	0	1,380	10,173	846	3,768	2,464	7,078	3,095	
共同利用施設の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	③
特定農産加工品生産設備等の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定信頼性向上設備等の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定地域における工業用機械等の特別償却	27,772	28,572	25,842	2,148	9,571	6,261	17,980	7,862	
(1) ① 過疎地域における工業用機械等の特別償却	10,324	21,344	25,785	2,143	9,550	6,247	17,940	7,845	
② 振興山村における工業用機械等の特別償却	1,619	7,099	0	0	0	0	0	0	
(2) ① 半島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却	0	129	57	5	21	14	40	17	
② 離島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
③ 奄美群島における産業振興機械等の割増償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
④ 振興山村における産業振興機械等の割増償却			0	0	0	0	0	0	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	8,132	0	0	0	0	0	0	0	
医療用機器等の特別償却	8,954	11,266	16,943	1,406	6,292	4,098	11,796	5,147	

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成25年度	平成26年度	平成27年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	191,215	156,644	78,455	6,522	29,057	19,007	54,586	23,869	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	1,863	48	2,888	240	1,071	699	2,010	878	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却(次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却)	0	0	0	0	0	0	0	0	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	79	0	1,448	101	673	294	1,068	380	
特定都市再生建築物等の割増償却(特定再開発建築物等の割増償却)	6,085	23,963	33,058	2,748	12,244	8,009	23,001	10,057	
倉庫用建物等の割増償却	1,442	272	215	18	80	52	150	65	
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	19,070	24,185	141,459	10,706	59,790	31,201	101,697	39,762	
準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額)	192,912	99,388	665,547	51,217	275,361	149,262	475,840	189,707	
海外投資等損失準備金	107,591	255,673	0	0	-	0	0	-	⑤
新事業開拓事業者投資損失準備金		0	0	0	0	0	0	0	
特定事業再編投資損失準備金		30,619,228	0	0	0	0	0	0	
金属鉱業等鉱害防止準備金	1,009	2,561	431	36	160	104	300	131	
特定災害防止準備金	47,495	37,761	11,606	965	4,298	2,812	8,075	3,531	

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成25年度	平成26年度	平成27年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を含む額)	合計 (地方法人特別税を含む額)	合計 (地方法人特別税を含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
損害保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入等の特例	116,615	0	0	0	0	0	0	0	
保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入の特例			126,846	10,545	46,980	30,730	88,255	38,591	

(注)は再推計を反映

備考欄の丸数字は、次のとおり。

- ① 地方税の計算において適用対象外
- ② 中小企業者等にのみ適用
- ③ 特別法人、特定目的会社及び投資法人等は外形標準課税の対象とならないため、全て非外形標準課税対象法人として計算
- ④ 単年度損益の計算において適用対象外
- ⑤ 事業税の所得計算において適用対象外

※1 税額控除の特例の影響額は次のとおりに算出した。：道府県民税及び市町村民税(国税控除額×住民税率)

※2 課税標準の特例(損金算入等)の影響額は次のとおりに算出した。：道府県民税及び市町村民税(国税影響額×法人税率×住民税率) 事業税(国税影響額×事業税率)

※3 地方法人特別税への影響額は次のとおりに算出した。：事業税×地方法人特別税率

※4 原則として、資本金1億円以下の法人を非外形標準課税対象法人(以下「非外形」という。)、資本金1億円超の法人を外形標準課税対象法人(以下「外形」という。)とし、それぞれに影響額を算出している。

※5 税率については、以下のとおり。

- ・住民税率：道府県民税(5.0%(平成26年10月1日以後に開始する事業年度分については3.2%)) 市町村民税(12.3%(平成26年10月1日以後に開始する事業年度分については9.7%))
- ・法人税率：25.5%(平成27年4月1日以後に開始する事業年度分については23.9%)
- ・事業税率：非外形(5.3%(平成26年10月1日以後に開始する事業年度分については6.7%))
外形(3.38%【うち0.48%は単年度損益分】、開始事業年度が平成26年10月1日～平成27年3月31日のものについては4.78%【うち0.48%は単年度損益分】、平成27年4月1日以後に開始する事業年度については3.82%【うち0.72%は単年度損益分】)
- ・地方法人特別税率：非外形(81%(平成26年10月1日以後に開始する事業年度分については43.2%))
外形(148%(開始事業年度が平成26年10月1日～平成27年3月31日のものについては67.4%、平成27年4月1日以後開始事業年度については93.5%))

※6 林業等の事業税が非課税である事業等に係る影響額については、平成27年度課税状況調における総所得と各非課税所得等の割合を乗じて算出し、全体の影響額から控除した。

※7 連結法人分についても、単体法人と同様に影響額を算出した。

※8 「-」は制度上影響がないもの、「0」は影響額がない若しくは僅少であることを表している。

※9 「平成25年度・合計(地方法人特別税を含む額)」欄は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第189回国会提出)」に記載の「道府県民税」、「事業税」、「市町村民税」及び「地方法人特別税」を合計したものである。

※10 「平成26年度・合計(地方法人特別税を含む額)」欄は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第190回国会提出)」に記載の「道府県民税」、「事業税」、「市町村民税」及び「地方法人特別税」を合計したものである。